

平成15年9月1日  
総務省

## 地方公共団体における一般職員の任期付採用

- 1 地方公共団体の一般職員について、任期付で採用できる場合として、以下のようなものがあるところ。

### 任期付任用

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項）及び専門的な知識経験を有する者（同法第3条第2項）を、5年以内の任期を定めて採用する場合

### 臨時的任用

緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合において、6月以内（更新を含めて1年以内）で臨時的任用を行う場合（地方公務員法第22条第2項）

構造改革特区においては3年以内

### 高齢再任用

定年退職者を、従前の勤務実績等に基づき1年以内の任期を定めて採用する場合（地方公務員法28条の4及び28条の5）

### 非常勤

必ずしもフルタイムの勤務を要しないものについて、任期を定めて採用する場合

- 2 任期付採用の拡大等も含めた多様な勤務形態の導入については、構造改革特別区域の第2次提案に係る総務・特区担当大臣折衝により、「早急に有識者等の意見を踏まえた検討を行い、平成15年度中に所要の措置を講ずることとし、前向きに対応をする」こととされており、この方針に則って対応することとしているところ。

- 3 なお、この場合、最高裁の判例において、地方公務員について「恒常的に置く必要がある官職にあてべき常勤の職員については、職員の身分を保障し、職員をして安んじて自己の職務に専念させ、もって公務の能率的運営に資するため、期限の定めなしに任用するのが法の建前であり、職員の任期を定めた任用は、それを必要とする特段の事由が存在し、かつそれが右の趣旨に反しない限り許される」と判示されていることを踏まえる必要があるところ。

地方公共団体の一般職の任期付職員採用に関する法律（抄）  
（平成十四年五月二十九日法律第四十八号）

第三條（任期を定めた採用）

第三條 任命権者は、高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが必要とされる業務に従事させる場合

には、条例で定めるところにより、職員を選考し、その者が当該業務に従事させることができる。任命権者は、前項の規定によるほか、専門的知識経験を有する者を当該専門的知識経験が必要とされる業務に従事させる場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、条例で定めるところにより、職員を選考し、その者が当該業務に従事させることができる。

一 当該専門的知識経験を有する職員の育成に相当の期間を要するため、当該専門的知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合

二 当該専門的知識経験が急速に進歩する技術に係るものであることその他当該専門的知識経験の性質上、当該専門的知識経験が必要とされる業務に当該者が有する当該専門的知識経験を有効に活用

することができ期間が一定の期間に限られる場合

三 前二号に掲げる場合に準ずる場合として条例で定める場合  
人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、前二項の規定により任期を定めた採用を行う場合には、人事委員会の承認を得なければならない。

第四條（任期）

第四條 前条第一項又は第二項の規定により採用される職員の任期は、五年を超えない範囲内で任命権者が

定める。任命権者は、前項の規定により任期を定めて職員を採用する場合には、当該職員にその任期を明示しなければならぬ。

地方公務員法（抄）  
（昭和二十五年十二月十三日法律第二百六十一号）

第二十二條（略）  
（条件附採用及び臨時的任用）

- 2 人事委員会を置く地方公共団体においては、任命権者は、人事委員会規則で定めるところにより、緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合においては、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は、人事委員会の承認を得て、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができ、再度更新することはできない。
- 3 前項の場合において、人事委員会は、臨時的任用につき、任用される者の資格要件を定めることができる。
- 4 人事委員会は、前二項の規定に違反する臨時的任用を取り消すことができる。
- 5 人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合又は臨時の職に関する場合において、六月をこえない期間で更新することができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができ、再度更新することはできない。
- 6 臨時的任用は、正式任用に際して、いかなる優先権をも与えるものではない。
- 7 前五項に定めるものの外、臨時的に任用された者に対しては、この法律を適用する。

（定年退職者等の再任用）

第二十八條の四 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等（第二十八條の二第一項の規定により退職した者若しくは前條の規定により勤務した後退職した者又は定年退職日以前に退職した者のうち勤務期間等を考慮してこれらに準ずるものとして条例で定める者をいう。以下同じ。）を、従前の勤務実績等に基づき選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用することができ。ただし、その者がその者を採用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。た

2 困内で更新することができない。

3 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が条例で定める年齢に達する日以後における最初の三月三十一日までの間において条例で定める日以前でなければならない。

4 前項の年齢は、国の職員につき定められている任期の末日に係る年齢を基準として定めるものとする。

5 第一項の規定による採用については、第二十二條第一項の規定は、適用しない。

第二十八條の五 任命権者は、当該地方公共団体の定年退職者等を、従前の勤務実績等に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のもの占める職員の一週間当たり通常の勤務時間に比し短い時間であるものをいう。第三項及び次條第二項において同じ。）に採用することができる。

3 2 前項の規定により採用された職員は、定年退職者等のうち第二十八條の二第一項から第三項までの規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができ。前項から第四項までの規定を準用する。